

# 山陰海岸国立公園行動計画

令和4年3月25日

山陰海岸国立公園連絡協議会

## 山陰海岸国立公園行動計画（整理表）

### 1. 山陰海岸国立公園行動計画作成の背景と目的

山陰海岸国立公園行動計画（以下、行動計画）は、山陰海岸国立公園管理運営計画（以下、管理運営計画）において設定した山陰海岸国立公園ビジョン（以下、ビジョン）達成のために、管理運営計画改定にあたり、地域ごとの様々な課題解決に向けて行動していく必要のある各種対策を整理した計画である。ビジョン及び管理運営基本方針並びに地域毎の管理運営方針との対応を整理しており、行動計画に記載した必要な対策は、各種主体との協働により、役割分担を行いながら推進することを想定する。

### 2. 山陰海岸国立公園行動計画の位置づけ

行動計画は管理運営計画において、下記のように記載されている。

【山陰海岸国立公園管理運営計画 第7章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項】

今後も山陰海岸国立公園連絡協議会の場を活用して関係者の連携を図るとともに、ビジョンの達成に向けた課題の抽出や必要な対策について行動計画を取りまとめ対応していく。

このような管理運営計画の位置づけを踏まえ、管理運営計画と行動計画のそれぞれの役割について以下のとおり整理する。

	管理運営計画（策定：令和元年）	行動計画（策定：令和元年）
目標期間	ビジョン達成のため、おおむね 5～10 年程度先における国立公園管理における指針を示したもの。自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを実施する。	管理運営計画を補完する計画として、具体的な対策内容を示したものの。 年に1回「山陰海岸国立公園連絡協議会（以下、協議会）」にて対策の実施状況の情報共有並びに必要な対策の検討を実施し、随時順応的に計画を見直す。
策定主体	近畿地方環境事務所（山陰海岸国立公園管理連絡協議会の場において作成）	山陰海岸国立公園連絡協議会

### 3. 運用にあたっての留意事項

- ・ 緊急的な事態が発生した場合には、行動計画の内容に関わらず、関係者において速やかに体制を構築し、迅速に対応することが重要である。
- ・ 行動計画に記載された計画内容の時点修正や対策の追加・変更については、協議会の合意をもって随時可能なものとする。
- ・ 行動計画の実施主体は協議会であるが、必要に応じて有識者並びに関係者等の協力を得ることとする。

#### 4. 山陰海岸国立公園行動計画の構成

行動計画は以下の項目に基づき構成されている。

- ・行動計画は、山陰海岸国立公園管理運営計画にある「地域毎の管理運営方針」に記載された必要な対策を「3つのビジョン」と「5つの管理運営基本方針」ごとに整理したものである。
- ・それぞれ記載されている必要な対策は複数のビジョン及び管理運営基本方針と重複することなく、最も関連性の高い項目に記載されている。ただし、各表の「その他関連項目」において、次点で関連性の高いビジョンと管理運営基本方針の番号をそれぞれ記載している。
- ・各表の「資源名」は、山陰海岸国立公園管理運営計画にある「地域毎の管理運営方針」に掲載されている資源名と一致する。
- ・各表の「関係者」に記載されている団体は、山陰海岸国立公園連絡協議会員及び臨時協議会員の中で関係する団体名を記載したものである。

##### 【山陰海岸国立公園ビジョン】

- ①山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。
- ②訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。
- ③多様な関係者が広域的に連携・協働していくことで、人材と地域の誇りを育て、国立公園の魅力と地域の文化を訪れる人に発信します。

##### 【山陰海岸国立公園管理運営基本方針】

- ①自然環境・景観の保全
- ②質の高いサービスの提供
- ③利用環境の整備
- ④美しい自然環境の維持
- ⑤関係者間の連携

山陰海岸国立公園ビジョン1

山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。

①自然環境・景観の保全について

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
丹後砂丘	車馬乗入れ規制区域においては、海浜植物の損傷や自然海浜にタイヤ痕が残ること等を防ぐために、オフロード車、バイク等の車両の乗入れ規制を徹底する。必要に応じて、関係者が連携し、車両侵入防止柵や標識等を設置するとともに、パトロールを実施し、車両の乗入れ防止について周知を図るとともに、必要な指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・京都府</li> <li>・京丹後市</li> <li>・小天橋観光協会</li> </ul>	1-⑤
	ニホンジカや外来植物の侵入による海浜植物への影響が懸念されていることから、適宜モニタリングを実施し状況を把握するとともに、関係者間で情報を共有し、必要な対策を検討し、実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・京都府</li> <li>・京丹後市</li> </ul>	1-⑤
久美浜湾	今後も水質を適正に保つため、市民と利用者がともに環境美化に取り組むよう保全意識の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府</li> <li>・京丹後市</li> </ul>	1-④
竹野海岸	生物相豊かな海中景観を厳正に保全するため、海中景観の変化についてのモニタリング手法の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> </ul>	該当なし
多鯨ヶ池	自然観察やカヤック等のアクティビティのフィールドとして、より質の高い環境を提供するため、多鯨ヶ池本来の自然景観を損ねる原因となる外来生物等の把握と、その駆除に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> </ul>	2-①

山陰海岸国立公園ビジョン1

山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。

②質の高いサービスの提供

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
<p>鳥取砂丘 (集団施設地区内)</p>	<p>地域全体としてまとまりのある砂丘らしい街並み景観を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> <li>・鳥取市観光コンベンション協会</li> <li>・大砂丘観光協会</li> </ul>	<p>2-②</p>

## 山陰海岸国立公園ビジョン1

山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。

### ③利用環境の整備について

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
浜詰・夕日ヶ浦海岸	良好な眺望を確保するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・京都府 ・京丹後市	2-③
兜山	良好な眺望を確保するために、展望地周辺では必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・環境省 ・京都府 ・京丹後市	2-③
竹野海岸	良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・環境省 ・兵庫県 ・豊岡市 ・たけの観光協会	2-③
香住海岸	良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・兵庫県 ・香美町	2-③
玄武洞	貴重な地形・地質の保護を図るとともに、当該洞の展望地での眺望確保のため通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を適切に行う。	・豊岡市	2-③
来日岳	良好な眺望を維持するために、山頂や歩道の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・豊岡市	2-③
矢城が鼻	良好な眺望を維持するために、展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。	・兵庫県 ・新温泉町	2-③
羽尾岬	良好な眺望を維持するため、歩道の展望地周辺では必要に応じて、通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う	・鳥取県 ・岩美町	2-③

# 山陰海岸国立公園ビジョン1

山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。

## ④美しい自然環境の維持について

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
五色浜	利用者による海域公園地区内の指定動植物等の違法採取やごみの投棄等が見られることから、注意看板等の設置や呼びかけにより、禁止事項の周知徹底や利用マナーの向上を図る。	・環境省 ・京都府 ・京丹後市	2-④
兜山	自然景観を活用したイベント等の実施にあたっては、他の利用者の利用を妨げないよう配慮する。	・京丹後市	2-④
竹野海岸	生物相豊かな海中景観を厳正に保全するため、違法捕獲の防止等、利用マナーの啓発と周知徹底に努める。	・環境省 ・兵庫県 ・豊岡市 ・たけの観光協会	該当なし
鴨が磯・城原海岸	海岸景観を厳正に保護するとともに、快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄の禁止について指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。	・環境省 ・鳥取県 ・岩美町 ・岩美町観光協会	2-④
鳥取砂丘 (砂丘地内)	快適な利用環境を維持するために、イベントやアクティビティによる砂丘地の利用にあたっては、車馬乗入れ規制区域等の諸条件を踏まえ、他の利用者に危険を及ぼす行為や場所の占拠、拡声器等による必要以上の人工音の発生により、他の利用者の利用を妨げないように配慮するとともに、動植物の生育・生息状況に影響がないよう、実施者と調整を図る。	・環境省 ・鳥取県 ・鳥取市	2-④
	砂丘地内での撮影行為については、砂丘内に分布する動植物や他の利用者へ一定の配慮が必要であることから、鳥取砂丘に係る各法令所管部署間にて作成した「鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル」を関係者間において適切に運用し、利用者に対し啓発と周知徹底に努める。	・環境省 ・鳥取県 ・鳥取市	2-④
海水浴場	快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。	・協議会構成員	2-④
	海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。		1-⑤
	快適な利用環境を維持するために、イベントやアクティビティによる砂浜の利用にあたっては、他の利用者の安全や動植物に影響を与えないよう、実施者と調整を図る。		1-⑤

# 山陰海岸国立公園ビジョン1

山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。

## ⑤関係者との連携について

資源名	必要な対策	関係者	その他 関連項目
鳥取砂丘 (砂丘地内)	現在の砂丘景観を維持するため、鳥取砂丘未来会議や関係機関が連携し、適切かつ効率的な保全事業を実施していく。	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境省</li><li>・鳥取県</li><li>・鳥取市</li><li>・鳥取市観光コンベンション協会</li><li>・大砂丘観光協会</li></ul>	1 - ①

## 山陰海岸国立公園ビジョン2

訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。

### ②質の高いサービスの提供について

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
丹後砂丘	散策や自然観察等による利用を一層促進するため、歩道の維持管理体制を充実するとともに、歩道を活用したイベントの実施を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>京丹後市</li> <li>小天橋観光協会</li> <li>京都北部地域連携都市圏振興社</li> </ul>	1-③
兜山	利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>京丹後市</li> </ul>	該当なし
久美浜湾	利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>京丹後市</li> </ul>	該当なし
竹野海岸	海上及び海中の利用をより一層促進するために、竹野スノーケルセンターを拠点に、関係者が連携した自然を活用したイベント等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省</li> <li>豊岡市</li> </ul>	2-⑤
香住海岸	海上利用の際の眺望対象として重要な資源であるため、シーカヤック等の海上からの眺望を楽しむ手段の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県</li> <li>香美町</li> </ul>	1-②
御火浦一帯	海上利用の際の眺望対象として重要な資源であるが、利用手段が遊覧船に限られるため、シーカヤックやスタンドアップパドルボード等の海上の移動手段の多様化を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県</li> <li>新温泉町</li> <li>浜坂観光協会</li> </ul>	1-②
鳥取砂丘 (砂丘地内)	砂丘の特色を活かしたアクティビティ等のより一層の促進と自然観察や散策、自然を活用したイベント等の利用の質の向上のため、鳥取砂丘ビジターセンターを活用して砂丘に関する知識を深める機会や体験を創出し、利用者の砂丘滞在時間を延ばすとともに質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省</li> <li>鳥取県</li> <li>鳥取市</li> <li>鳥取市観光コンベンション協会</li> <li>大砂丘観光協会</li> </ul>	1-②
	砂丘東側の馬の背周辺のみならず、砂丘中央部や西側など砂丘地全体のより一層の利用の促進のため、鳥取砂丘ビジターセンター等の西側拠点やキャンプ場、サイクリングターミナル等が連携し、より幅広い砂丘の魅力の体験、学習の機会を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省</li> <li>鳥取県</li> <li>鳥取市</li> <li>鳥取市観光コンベンション協会</li> <li>大砂丘観光協会</li> </ul>	2-⑤

## 山陰海岸国立公園ビジョン2

訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。

### ③利用環境の整備について

資源名	必要な対策	関係者	その他関連項目
兜山	安全かつ快適な利用環境を提供するために、展望地や歩道、キャンプ場等のうち、老朽化した施設については適宜改修する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・京都府</li> <li>・京丹後市</li> </ul>	1-③
玄武洞	地形・地質の学習の拠点としてふさわしい利用環境を提供するため、公園事業施設のきめ細やかな維持管理及び必要な施設の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡市</li> </ul>	1-③
矢城が鼻	崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・兵庫県</li> <li>・新温泉町</li> <li>・浜坂観光協会</li> </ul>	2-⑤
鴨が磯・城原海岸	崩落や落石等の危険性のある箇所は、陸上・海上に関わらず、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・岩美町</li> <li>・岩美町観光協会</li> </ul>	2-⑤
駟馳山	崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> <li>・岩美町</li> </ul>	2-⑤
多鯨ヶ池	鳥取砂丘ビジターセンター等の施設を拠点として、多鯨ヶ池を含む砂丘地域の利用をより一層促進するため、多鯨ヶ池の舟遊利用等の利用環境及び歩道の整備を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> </ul>	2-②

山陰海岸国立公園ビジョン2

訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。

⑤関係者との連携について

資源名	必要な対策	関係者	その他 関連項目
鳥取砂丘 (集団施設地区内)	利用者にとって居心地のよい滞在環境や、サービスの提供のため、地域全体で連携した対応ができるように、鳥取砂丘未来会議といった場を活用し、関係者の連携と協働を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> <li>・鳥取市観光コンベンション協会</li> <li>・大砂丘観光協会</li> </ul>	2-②
	西側においては、西側の自然環境や歴史等の資源を活かし、周辺施設と連携した利用環境整備の方向性を関係者と検討し、一層の利用促進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・鳥取県</li> <li>・鳥取市</li> <li>・鳥取市観光コンベンション協会</li> <li>・大砂丘観光協会</li> </ul>	2-③

### 山陰海岸国立公園ビジョン3

多様な関係者が広域的に連携・協働していくことで、人材と地域の誇りを育て、国立公園の魅力と地域の文化を訪れる人に発信します。

#### ⑤関係者との連携について

資源名	必要な対策	関係者	その他 関連項目
御火浦一带	シーカヤックやスタンドアップパドルボード等の海上の多様な移動手段の発着地となりうる浜坂地区、田井地区、三尾地区等においては適切な利用情報を発信し、一層の利用促進に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県</li> <li>・新温泉町</li> <li>・浜坂観光協会</li> </ul>	3-②
田井ノ浜	利用をより一層促進するため、アクセスやトイレ等の利用環境や自然観察等に必要情報、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、情報提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・新温泉町</li> <li>・浜坂観光協会</li> </ul>	3-②
矢城が鼻	利用をより一層促進するため、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、情報提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省</li> <li>・新温泉町</li> <li>・浜坂観光協会</li> </ul>	3-②